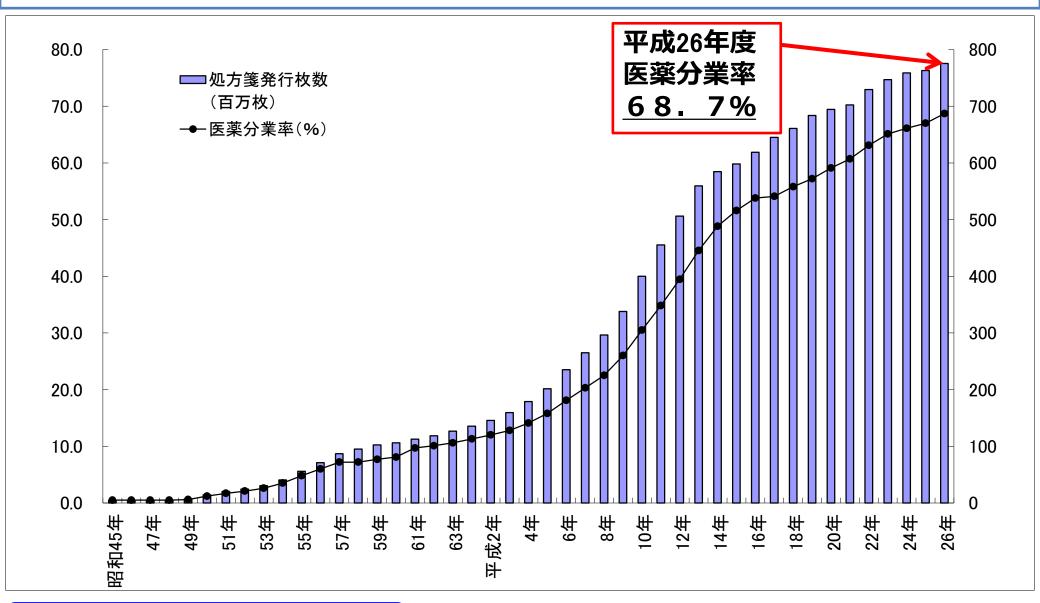
# 患者のための薬局ビジョン

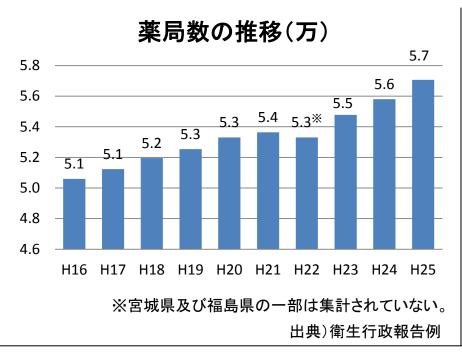
# 参考資料

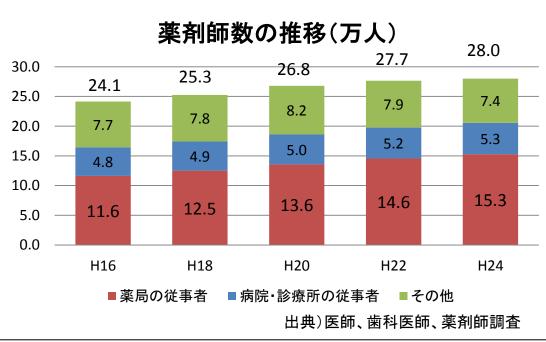
## 医薬分業率の年次推移 (「本文」のp2※)

※ 患者のための薬局ビジョン の主な該当ページ

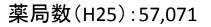


## 薬局・薬剤師を取り巻く現状(\*\*\*)20)

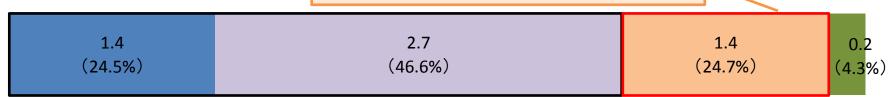




#### 薬局の処方箋応需の状況



約25%(1.4万)が様々な医療機関からの処方箋を応需



約70%(4.1万)が主に特定の医療機関からの処方箋を応需※

- ■主に近隣にある特定の病院の処方箋を応需している薬局数(万)■主に近隣にある特定の診療所の処方箋を応需している薬局数(万)
- ■様々な保険医療機関からの処方箋を応需している薬局数(万) ■その他

※ 医療機関が少ない地域では、かかりつけ薬局としての機能を果たしている薬局もある。 平成24年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成25年度調査) 後発医薬品の使用状況調査 結果概要より推計

#### 薬局や医療機関の薬剤師数について(本文p20)

	薬局	病院	一般診療所
施設数	57,071 <sup>1)</sup>	8,540 <sup>2)</sup>	100,528 <sup>2)</sup>
薬剤師数3)	153,012人	52,704人 * ほとんどが病院に勤務	

<sup>1)</sup>平成25年 衛生行政報告例 2)平成25年 医療施設(動態)調査 3)平成24年 医師·歯科医師·薬剤師調査 (参考:全薬剤師数 280,012人)

#### ○ 1薬局当たりの薬剤師数(常勤換算)は<u>平均2.7 人(中央値2.0)</u>

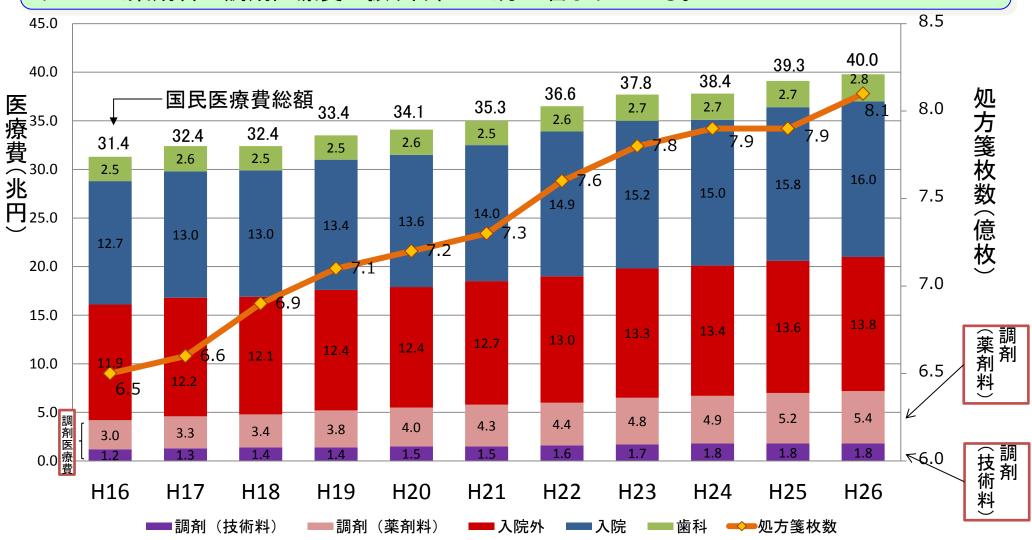
#### 1薬局当たりの薬剤師数(常勤換算)



※平成24 年度診療報酬改定結果検証に係る特別調査(平成25 年度調査) [n=799(保険薬局)]

## 医療費と調剤医療費の推移(本文р3)

調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。



#### 疑義照会の割合と処方変更の頻度 (本文p2)

患者情報や薬歴などから、患者が複数診療科を受診している場合の医薬品の重複や、併用している医薬品との相互作用等、処方内容に薬学的観点から疑義がある場合に、薬剤師が処方医に対して連絡・確認(**疑義照 会**)を行い、必要な場合に処方が変更されることで、薬物療法の有効性・安全性の向上に貢献する。

	回数
①処方受付回数	60,617
②上記のうち、疑義照会した回数 (処方箋受付回数に占める割合)	3,262 (5.4%)



3,160

	回数※	左記のうち、重複投薬・相互 作用防止加算算定回数
④処方に変更があった回数	2,231	445
(③に占める割合)	(70.6%)	(14.1%)
⑤処方に変更がなかった回数	929	51
(③に占める割合)	(29.4%)	(1.6%)

〈調査期間中のある代表的な1日のデータを集計したもの(回答薬局数=949)〉

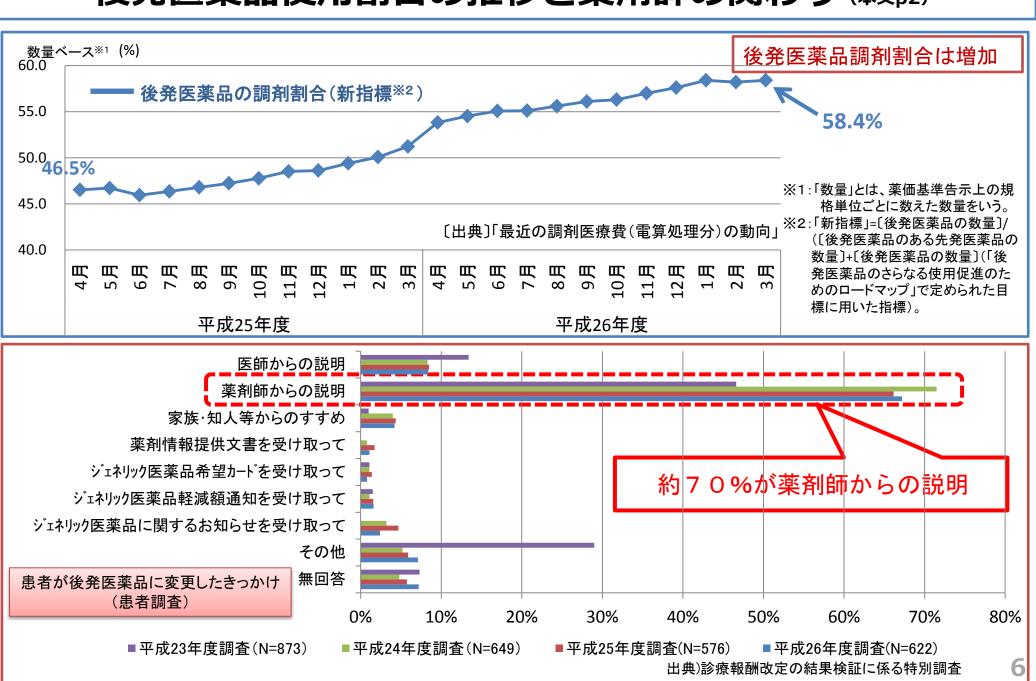
※処方変更の有無を明らかにしていない回答があったため、④+⑤の合計回数が疑義照会した回数(②)になっていない

#### 年間 約4,300万枚相当の処方箋について疑義照会を実施

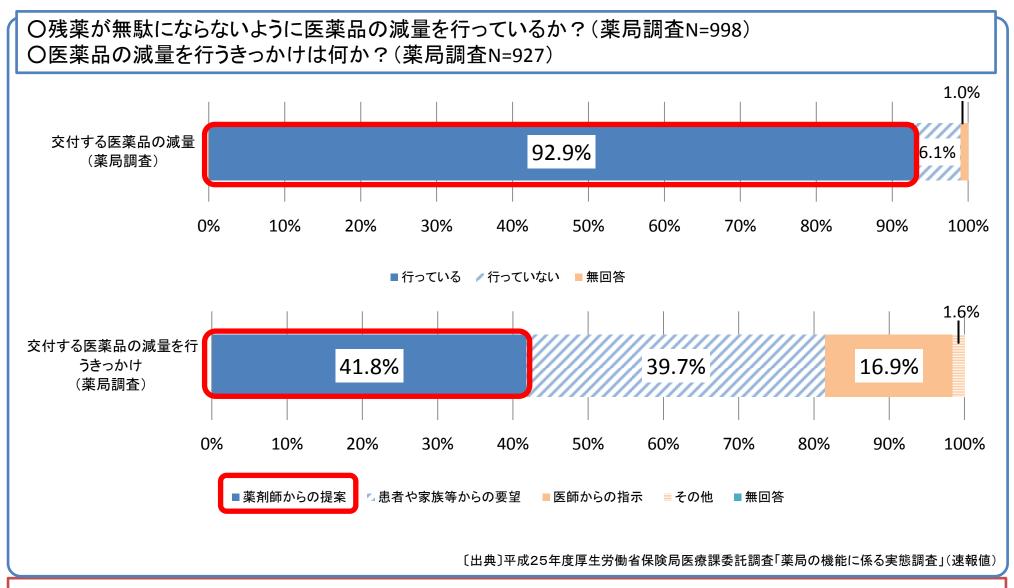
(年間処方箋枚数7.9億枚に5.4%を乗じて算出)

平成25年度厚生労働省保険局医療課委託調査「薬局の機能に係る実態調査」を元に集計

# 後発医薬品使用割合の推移と薬剤師の関わり(本文p2)



### 残薬への対応の現状について (本文p2)

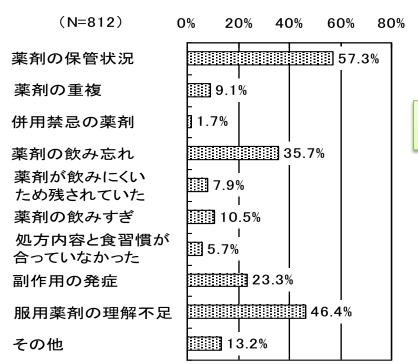


〇 約9割の薬局は交付する医薬品の減量を行っており、そのきっかけは、「薬剤師から の提案」及び「患者や家族等からの要望」が約8割である。

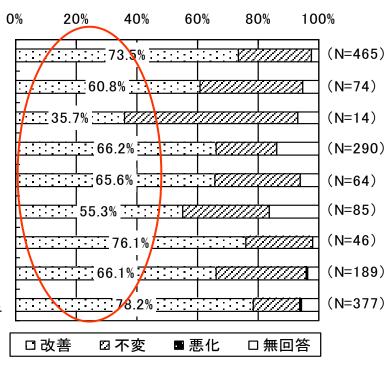
#### 在宅医療における残薬管理(本文p3)

在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導の開始時に発見された薬剤管理上の問題点

在宅患者訪問薬剤管理指導 又は居宅療養管理指導の取り組みの効果



薬剤の保管状況 薬剤の重複 併用禁忌の薬剤 薬剤の飲み忘れ 薬剤が飲みにくい ため残されていた 薬剤の飲みすぎ 処方内容と食習慣が 合っていなかった 副作用の発症 服用薬剤の理解不足



#### (参考)

潜在的な飲み忘れ等の年間薬剤費の粗推計 =約500億円

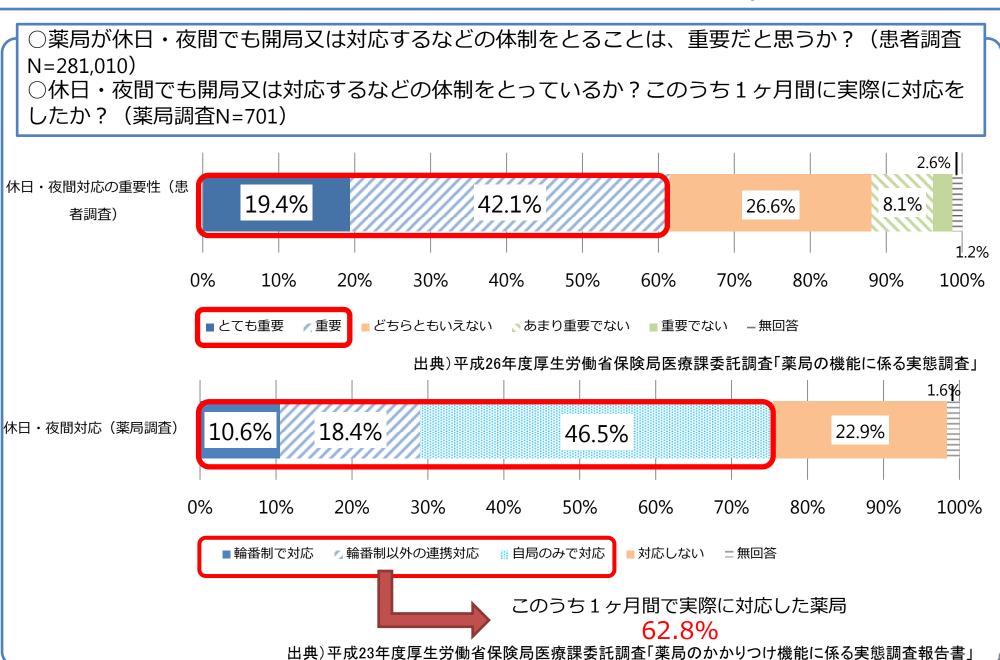


在宅患者訪問薬剤管理指導等により改善される 飲み残し薬剤費の粗推計

=約400億円

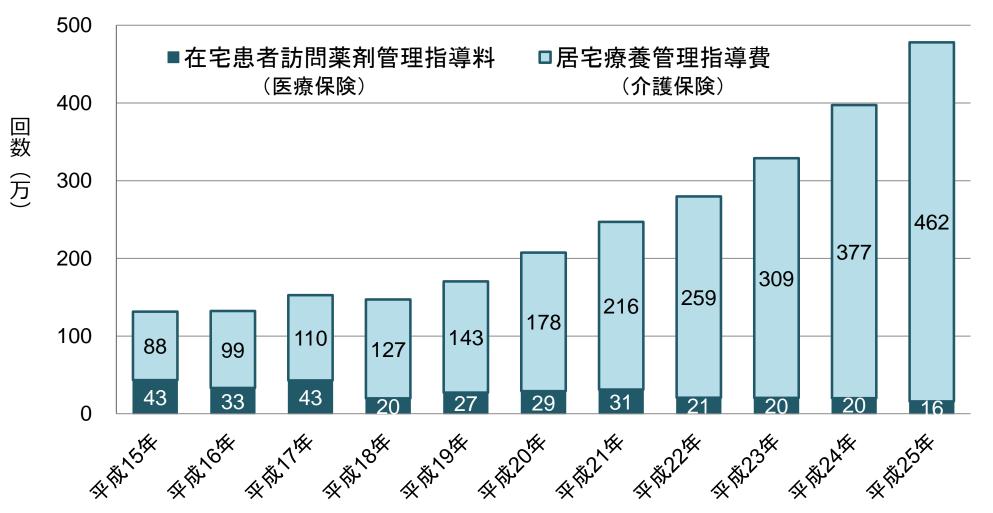
出典)平成19年度老人保健事業推進費等補助金「後期高齢者の服薬における問題と薬剤師の在宅患者訪問薬剤管理指導 ならびに居宅療養管理指導の効果に関する調査研究」 8

## 24時間対応のニーズについて (\*xxp12)



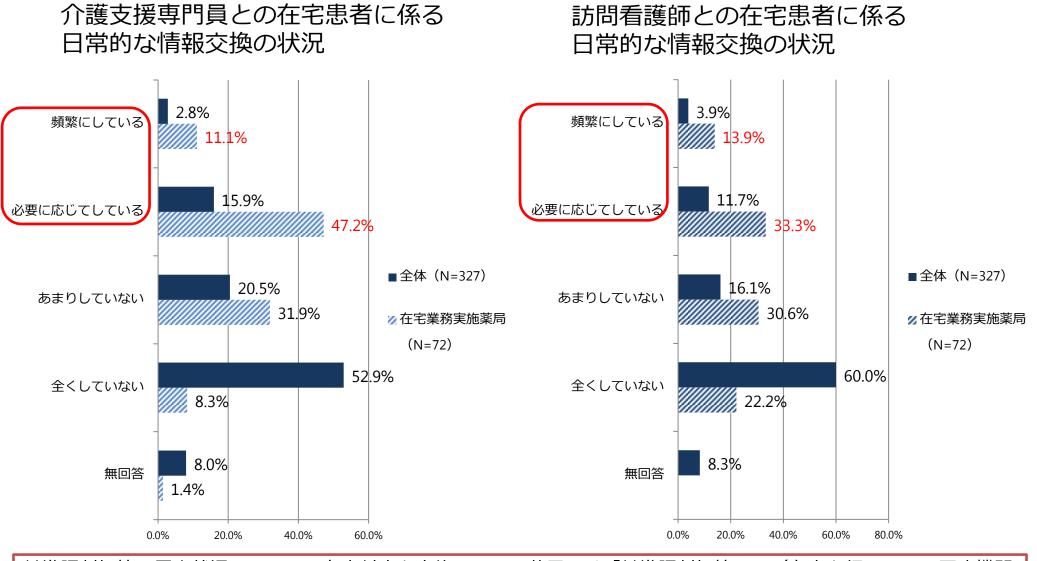
## 薬局における在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況(\*\*\*)12)

○ 介護保険における「居宅療養管理指導」に係る算定回数が伸びており、全体として薬剤師による在宅における薬剤管理は進んでいる。



注)在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、対象患者が要介護又は要支援の認定を受けている場合には介護保険扱いと なり、認定を受けていない場合には医療保険扱いとなる。

## 在宅実施/非実施薬局における多職種との連携 (\*\*\*)14)



基準調剤加算の届出状況について、在宅対応を実施している薬局では「基準調剤加算2」(在宅を行っている医療機関と訪問看護ステーションの整備等が要件となっている)を取得している割合が31.9%(非実施薬局は1.6%)

出典)「地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師による薬学的管理及び在宅服薬支援の向上及び効率化のための調査研究事業」 (平成26年度老人保健健康増進等事業)